

令和 4 年 度  
第 3 回

国民健康保険運営協議会議事録

令和 5 年 1 月 19 日（木）開催

加古川市健康医療部国民健康保険課

1 日時 令和5年1月19日(木) 午後2時から午後2時40分まで

2 場所 加古川市役所 新館9階 191会議室

3 出席者等

(1) 委員出席者 10名

(2) 委員欠席者 2名

(3) 事務局出席者 10名

## 会 議 次 第

### 1 開会

### 2 議事

報告事項

- ・加古川市国民健康保険条例の改正について

協議事項

- ・加古川市国民健康保険料の料率見直しについて

その他

### 3 閉会

事務局

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和4年度第3回国民健康保険運営協議会を開会いたします。

本日の協議会には、委員定数12名に対し、10名の委員にご出席をいただいております。

よって、本日の国民健康保険運営協議会は、協議会規則第4条第3項に規定しております定足数「委員定数の2分の1以上」に達しており、ここに会議が成立しておりますことを、ご報告いたします。

それでは、このあとの議事運営につきましては、会長にお願いいたします。会長、よろしくをお願いいたします。

会長

皆様こんにちは。

お正月明けということで大変お忙しいと思いますけれども、そういった中で、ご出席いただきまして本当にありがとうございます。

それではただいまから議事に入らせていただきます。

委員の皆様、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、加古川市国民健康保険運営協議会規則第7条に規定する、本日の議事録署名委員を指名します。

議事録作成後、署名をよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日はお手元の次第のとおり、報告事項が1件、前回から継続の協議事項が1件でございます。

まず、報告事項『加古川市国民健康保険条例の改正について』を議題にします。

事務局、説明をしてください。

事務局

それでは、加古川市国民健康保険条例の改正について、説明させていただきます。お手元の資料1ページをご覧ください。

令和5年第1回市議会定例会に上程予定の改正案件が全部で3つございます。

まず、1つ目の出産育児一時金の支給額に係る制度改正についてご説明

します。

①出産育児一時金の概要ですが、現行では、国民健康保険被保険者の妊娠12週目以降の出産に対して、出産育児一時金として、408,000円を支給します。加えて、下に説明書きをしております産科医療補償制度の加算対象となる出産に対しては、408,000円に12,000円を加算し、総額420,000円を支給するものです。

②改正内容ですが、この度の改正は、出産育児一時金の支給額を現行の408,000円から488,000円に引き上げるものです。これにより、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の支給総額は、420,000円から500,000円に引き上がります。

③改正の理由ですが、本市の出産育児一時金の支給は、市条例第7条第1項の規定により、健康保険法施行令に規定する「出産育児一時金」及び「産科医療補償制度利用時の加算額」と同額を支給していますが、今般、厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」において、「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされたことに基づき、今後、健康保険法施行令等の一部改正が予定されているためです。

改正の施行期日は、令和5年4月1日を予定しております。

次に資料の2ページですが、国民健康保険料に係る改正について説明をさせていただきます。

国民健康保険料の改正ですが、大きく2つございます。まず、賦課限度額の改正、もう1点が軽減判定所得の引き上げです。

順に説明をさせていただきます。

まず前段ですが、令和4年12月23日に来年度の税制改正大綱が決定されました。

その中で、この2つの引き上げが示されております。

大綱に基づき、近日中に国民健康保険法施行令の改正が見込まれるため、本市においても条例の一部を改正いたします。

まず、賦課限度額の改正について、改正の内容として、条例に定められる各市町村国保が設定できる保険料のうち、後期高齢者支援金等賦課額、いわゆる後期支援分ですが、この上限額が22万円に引き上げられます。

本市においては、兵庫県が策定しました「兵庫県国民健康保険運営方針」の中で、国民健康保険法施行令で定める額を、標準的な賦課限度額としており、改正後の施行令に準じて賦課限度額を引き上げます。

②の改正内容ですが、後期高齢者支援金等賦課限度額、こちらを20万円から22万円に引き上げます。

これは表で整理しておりまして、医療分につきましては変わらず、後期支

援分が 20 万円から 22 万円、介護につきましても変わらず、合計といたしましては、102 万円から 104 万円に上がることになります。

次に③の影響額の試算ですが、これは令和 4 年度分で試算しております。後期支援分の賦課限度額超過世帯が現在 173 世帯ございまして、そのうち引き上げ後もなお賦課限度を超える世帯が 141 世帯ございます。これが 2 万円ずつ増加いたしますので、結果として、282 万円増加となります。

また、引き上げ後は賦課限度額を下回る、つまり 22 万円と 20 万円の間の世帯は 32 世帯、保険料は 31 万 1,000 円、合計で、313 万 1,000 円が増加となります。

次に④では、賦課限度額超過世帯数の整理をしております、世帯数が、173 世帯から 141 世帯になりまして 32 世帯減少。

全世帯数の 34,657 世帯に対しまして、0.5%から 0.41%に減少いたしまして、減少分は 0.09%となっております。

施行予定日は令和 5 年 4 月 1 日となっております。

続きまして 3 ページをご覧ください。

軽減判定所得の改正の概要ですが、経済動向を踏まえまして、国民健康保険にご加入されている世帯の中間所得層の負担を軽減することを目的といたしまして、応益割として人数ごとに計算する部分、世帯ごとに計算する部分、こちらにおける 5 割・2 割軽減世帯の判定所得の引き上げを行います。

改正の内容ですが、下の表の通り整理しております。

まず 7 割軽減ですが、こちらは変更ございません。現行通り、43 万円に給与所得者数から 1 人引いた人数に 10 万円を掛けたもの、こちらがベースとなっております、5 割軽減につきましては、そちらに被保険者数に 28.5 万円を掛けたもの、これが現行になります。この係数が 28.5 万円から 29 万円になります。

2 割軽減につきましては、同じようにこのベースの額に 52 万円×被保険者数を加えていたものが、改正によりましてこの係数が 53.5 万円になります。

実際にどのくらいの枠が、その軽減の対象になるかというイメージを下に記載しております。

様々な世帯構成で状況が変わってきますが、ここでは、給与所得者 1 人で 3 人世帯の場合で設定をしております。

5 割軽減につきましては、195 万円から 197 万円まで、2 割軽減につきましては、296 万円未満から 302 万円までになります。

この下の表ですが、縦軸が保険料の応益割で、人数と世帯によって変わってくる部分になり、横軸が給与収入になっております。

7 割軽減の場合は、金額は変わりませんので、98 万円までが 7 割軽減、この色がついている部分が軽減される部分で、その下に残っている白い部

分が、保険料として残る部分になります。

次の5割軽減ですが、元々195万円がこの色がついているのは5割軽減でしたが、この軽減判定所得が197万円になりますので、右の方にスライドしまして、元々2割軽減だった方が5割軽減に含まれ、その方については、この網掛けの分軽減額が高くなりまして、実際の保険料が下がります。2割軽減につきましては、元々296万円ですが、302万円に上がりますので、網掛けの部分の元々軽減判定の対象でなかった世帯が対象になりまして、軽減として増加し、残りの部分が保険料となるという形になります。

次に4ページをご覧ください。

こちらについては、この軽減判定所得を見直すことによる影響について表で整理しています。

まず、被保険者数への影響ですが、こちらも7割軽減は変わりません。

5割・2割軽減は、世帯数・被保険者数とも変わりました。5割軽減ですと、世帯数で127世帯、被保険者数で233人増加いたします。

2割軽減につきましては、世帯数が80世帯、被保険者数が171名、合計で207世帯、404人が影響を受けるという形になります。

次に軽減額への影響ですが、5割軽減世帯が、保険料の計算総額において572万3,000円増加し、2割軽減世帯については188万6,000円増加し、合計で、760万9,000円増加いたします。

こちらは保険料の総額になりまして、実際の収入となりますと、滞納している世帯もございまして、令和3年度の収納率95.82%を乗じて計算いたしまして、5割軽減世帯で548万4,000円、2割軽減世帯で180万7,000円、合計で729万1,000円が減少します。

この金額が保険料収入として、減る形になるのですが、実際には他の会計から繰り入れがございまして、それは次の表になります。県補助金が3/4、市から1/4繰り入れられます。

その結果、保険料軽減の拡充によりまして、保険料は実際には729万1,000円減少するのですが、他会計から繰り入れされる額は、元々の計算額になりますので、760万9,000円増加ということで、若干の収入の増加になります。

こちらの改正につきましては、同じく令和5年4月1日に施行予定となっております。

改正についての説明は以上です。

説明は終わりました。

ご質問・ご意見がございましたら承ります。

(意見なし)

会長

それでは、ご質問等を終結し、本件については、この程度にとどめます。

続いて、協議事項『加古川市国民健康保険料の料率見直しについて』を議題とします。

本件は、前回の運営協議会にて市長から諮問があった事項であり、本日の協議の後、委員の皆様にお諮りいたします。

事務局、説明をしてください。

事務局

それでは、お手元の資料5ページをご覧ください。

まず、前回の協議会でご案内しておりました、県から示された令和5年度国民健康保険事業費納付金等の本算定結果について説明します。

資料の表は、本算定結果と前回報告した仮算定結果を比較したものになっております。

まず、「(1) 国民健康保険事業納付金」ですが、本算定の結果、令和5年度の国民健康保険事業費納付金の総額は、A欄の70億8,618万8,448円に確定し、仮算定の金額より約5,400万円減少しています。

仮算定からの主な減少理由は、国が示す納付金算定に係る係数の置き換えや、被保険者数等の見込に直近実績が反映されたためです。

被保険者数等については、令和4年10月からの社会保険適用拡大による被保険者の減少が反映されています。

続きまして、先程のA欄の納付金に保健事業費や県交付金等を加減算して算出する、「(2) 納付金に必要な現年保険料」ですが、まず、本算定のB欄の加算調整、C欄の減算調整の額は、令和5年度当初予算の確定額に置き換えたものになります。

この置き換えにより、保健事業費等を計上するB欄の加算調整は約480万円増加し、県交付金等を計上するC欄の減算調整は約1,400万円減少しています。

加減算により算出した、D欄の令和5年度における必要現年保険料は、45億5,102万3,448円になり、仮算定よりも約3,500万円減少したものとなっています。

続きまして、「(3) 保険料の過不足」ですが、まず、本算定のE欄の令和5年度当初予算現年保険料見込の金額は、B欄、C欄と同様、令和5年度当初予算の確定額の42億1,438万8,000円に置き換え、約70万円減少しています。

E欄-D欄により算出した令和5年度における保険料の過不足は、F欄の3億3,663万5,448円不足の見込みであり、不足額は仮算定よりも約3,400万円減少したものとなっています。

その結果、F欄下に参考としています、令和5年度末の国保基金残高見込については、備考に記載の令和4年度末の基金残高見込、約6億5,600万円からF欄の現年保険料不足額を引いた約3億2,000万円となる見込みです。

以上の本査定結果を踏まえまして、令和5年度の保険料率改定につきましては、令和5年度においては、仮算定時と同様、保険料の不足分を基金の取崩しにより補うことができる状況が見込まれるため、前回と変わらず、物価高騰が続く昨今の社会情勢を鑑み、令和5年度の保険料率改定を見送り、令和6年度以降の料率改定を検討したいと考えています。

参考としまして、6ページに県から提示された令和5年度の本市の標準保険料率と令和4年度の本市の保険料率を比較した表を載せております。

説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長

説明は終わりました。

ご質問・ご意見がございましたら承ります。

(意見なし)

以上で、質問等を終結します。

委員の皆様のご意見はございませんでしたので、本件につきましては概ねご理解いただけたように思います。

それでは、委員の皆様にも市長からの諮問に対する本協議会としての答申についてお諮りします。

事務局から答申案の配付をお願いします。

(事務局：答申書案を各委員に配付)

事務局から答申案の読み上げをお願いします。

事務局

失礼いたします。答申書案を読み上げさせていただきます。

加古川市長 岡田康裕様

加古川市国民健康保険料の料率等の見直しについて(答申)

令和4年12月15日付加保第3269号にて諮問のあった標記の件について、国民健康保険運営協議会を開催し、審議した結果、下記のとおり答申します。

(1) 令和5年度加古川市国民健康保険料の料率について



令和5年度加古川市国民健康保険料の料率については据え置く。

なお、本協議会として次の意見を付記する。

令和9年に予定している県内市町の保険料率統一に向けて、基金残高等の財政状況を踏まえながら、令和6年度以降の保険料率改定について検討を進めること。

令和5年1月 加古川市 国民健康保険 運営協議会  
会長

以上です。よろしくお願いいたします。

会長

それでは、委員の皆様にお諮りします。

答申書案について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成です。よって、本件はこれをもって決定とさせていただきます。

今後、賛成いただいた答申書案により、答申書を作成の上、市長に答申させていただきます。

答申書の写しについては、後日皆様へ送付します。

事務局

答申の方法についてですが、本来は会長から直接市長へ手渡しするところですが、このたび決議いただきました答申では、料率改定に向けての「付記」はありますが、「令和5年度の料率については据え置く」との内容でありましたので、市長への手渡しは行わず、市長への文書送付で事務処理を行う予定としておりますことを補足させていただきます。

会長

次に、「3 その他」ですが、まず、委員の皆様から、何かございましたら、お伺いします。

ほかに、事務局から何かありますか。

それでは、この件については、この程度にとどめます。

本日子定していた議事は、すべて終了しました。

以上をもって、議長の任を解かせていただきます。

それでは、事務局へ進行をお戻しします。

事務局

会長、委員の皆様ありがとうございました。

続きまして、本日の会議の終わりにあたりまして、健康医療部長より、お礼を申し上げます。

健康医療部長

失礼いたします。

本日は、ご多用の中、本協議会にご出席いただきまして、ありがとうございました。今年度の協議会は、本日が最後の開催となりますが、これまでの議事に関しまして、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

国民健康保険につきましては、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年が近づく中で、被用者保険の適用が拡大されるなど、被保険者数の減少に伴う財政等への影響が懸念されておりますが、今後も兵庫県と連携しながら、「安定的な財政運営」、「効率的な事業の推進」に努めてまいりたいと考えております。

また、令和 9 年度に予定されている県内の保険料水準の統一に向けても、引き続き、保険料収納率の向上と医療費抑制の取組みを行いながら、令和 6 年度以降の保険料率の改定について、検討を進めてまいります。

最後になりますが、新型コロナウイルスの感染者数は減少傾向にあるようですが、インフルエンザは増加しているようです。委員の皆様におかれましては、健康には十分留意していただき、来年度も国民健康保険の運営にご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。本日は、ありがとうございました。

事務局

最後に、事務局より 2 点事務連絡をさせていただきます。

1 点目です。本日開催されました運営協議会における委員の方の報酬については、指定口座へ 2 月中に振り込みさせていただく予定ですので、後日、ご確認をお願いいたします。

2 点目は、「カーパークつつじ」を利用されている委員の方は、この後、駐車券をお渡しいたします。

最後に、来年度の運営協議会につきましては、夏ごろに第 1 回の開催を予定しております。時期が近づきましたらご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

事務連絡は以上です。

それでは、以上をもちまして、令和 4 年度第 3 回国民健康保険運営協議会を閉会します。

委員の皆様、本日はありがとうございました。